

令和8年度（2026年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援
事業に係る伴走支援業務委託 実施要領

1 事業の目的

国において、2040 年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」に基づく、「地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現」及び「技術革新のスピードが加速する時代に適した問題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現」のため緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金により先行的な支援を実施する。

そのことを受け、本県では、教育内容の抜本的改革とそれを可能にする環境整備を一体的に行う改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）として県立菊池農業高校及び天草工業高校を選定し、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成を行っていくこととしている。

今回、改革先導拠点が産学官金一体となって人材育成システムを構築していくことを目的とした事業執行を着実に進めていくために伴走支援（進捗の確認とサポート・効果測定とPDCAサイクルの支援、産学官連携ノウハウの共有とサポート、産学官等の専門家による実務支援、コーディネーター人材の配置等）について本委託により行うこととする。

2 改革先導拠点

熊本県立菊池農業高校：熊本県菊池市泗水町吉富 2 5 0

熊本県立天草工業高校：熊本県天草市亀場町亀川 3 8 - 3 6

3 事業の概要

（1）委託方法

公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

（2）本業務の内容

別添「令和8年度（2026年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業に係る伴走支援業務委託仕様書」のとおり。

（3）履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

（4）委託金額の上限

65,620千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は、本年度一年間当業務を行った場合の人件費等を想定した予算額
の上限であり、上記の上限額と契約額は必ずしも一致しません。

4 事業スケジュール（予定）

令和8年（2026年）8月25日（火）公募開始

令和8年（2026年）9月4日（金）まで 質問受付期間

令和8年（2026年）9月17日（木）参加表明書提出期限

令和8年（2026年）10月2日（金）企画提案書提出期限

令和8年（2026年）10月7日（水）審査会実施（プレゼンテーション審査）予定

令和8年（2026年）10月下旬 委託先決定・契約締結・事業開始
令和9年（2027年）3月26日（金）まで 業務完了報告書提出

5 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課

産業教育指導班 担当：参事 稲本 博文

電話：096-333-2717

E-mail: inamoto-h@pref.kumamoto.lg.jp

6 参加資格の要件

次に掲げる要件を満たす事業者、又は複数の事業者による共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者において、は当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 参加表明書を提出する時点において、熊本県の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「業務委託」に登録されている者であること。
※入札参加資格を有しないものは、令和8年（2026年）9月8日（火）15時までに新規申請を行うこと。
（問い合わせ先：熊本県出納局管理調達課）
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 複数の事業者による共同企業体の場合、すべての事業者が上記（1）から（7）の要件を満たすこと。

7 受託者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補

補者として選定する。

(2) 契約の方法

本事業の契約方法は、公募型プロポーザルにより選定した最も優れた企画を提案した業者と契約するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、随意契約とする。

また、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定に基づき単独見積とする。

8 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下、「参加表明書等」とする。）を提出すること。

①提出書類

ア 参加表明書（別紙様式1）

※共同企業体の場合は、代表企業名で提出すること。

イ 添付書類

○企画提案参加者の同種業務の実績（別紙様式2）

※令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの期間において、国、自治体での同種業務の実績を記入すること。

なお、業務実績については、共同企業体の構成企業又は想定する再委託先も含めても構わない。

また、業務実績の記入は最大3件までとし、実績がない場合は、提出不要とする。

○会社概要及び業務実施体制調書（別紙様式3）

※共同企業体の場合、構成団体ごとに作成すること。

○誓約書（別紙様式4）

※誓約内容を理解の上、提出すること。

※共同企業体の場合、構成団体ごとに作成すること。

○共同企業体協定書（共同企業体の場合のみ。任意様式）

※案でも可。ただし選定された場合は、契約までに正式文書を提出すること。

構成の住所及び名称、代表企業の名称、業務分担、構成者相互間の責任分担等を記載したものであること。

②問い合わせ先及び提出先

「5 担当部局」に同じ

③提出部数 1部

④提出期限

令和8年（2026年）9月17日（木）必着

※電子メールで送信すること。また、送信後は必ず受信を電話で確認すること。

⑤参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(2) 本業務に対する質問及び回答

①質問方法

質問は、質問書（別紙様式5）により電子メールで送信すること。

質問の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信する。その際、質問者名は公表しないものとする。

②質問受付

「5 担当部局」に同じ

③質問受付期間

公募開始日から令和8年（2026年）9月4日（金）までとする。

④質問への回答

令和8年（2026年）9月4日（金）から1週間以内（予定）にホームページ内で回答を行う。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加希望者（参加資格があると認めた者に限る。）は、企画提案書その他の必要書類（以下「企画提案書等」とする。）を提出すること。

①提出書類

ア 企画提案書（別紙様式6）

※提出する書類の規格はA4版（縦横問わず）、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確にすること。

※提出枚数の制限は行わない。ただし、提案を行う者1者につき30分とし、最初の20分を提案者による提案準備・説明とするため、その時間内に収まる範囲内での枚数とすること。

※文字サイズは、12ポイント以上（図表、キャプションを除く）を標準とし、使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

※共同企業体及び再委託を検討している場合は、業務分担等における業務実施体制を記載すること。

※再委託を検討されている場合は、委託先の名称、経歴、再委託を行う理由等記載すること。

イ 参考見積書・経費内訳書（様式任意）

※見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。なお、消費税及び地方消費税は10%とする。

ウ 事業者の取組みに関する申出書（別紙様式7）

※共同企業体の場合は、構成企業が該当する場合はすべて記載すること。

※記載されている各取組みを証明する必要な添付書類（写し）を添付すること。共同企業体の場合は該当する構成企業すべて添付すること。

※共同企業体において、構成企業1社でも取組を行っていれば該当する項目ごとに1点を加点することとし、各項目に共同企業体の複数企業が取組みを行っていても企業数での加点は行わない。

②提出先

「5 担当部局」に同じ

③提出部数

ア及びイ 正本１部とその写し５部（計６部）

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

なお、参考見積書。経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

ウ １部

④提出期限

令和８年（２０２６年）１０月２日（金）必着

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

⑤企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

９ 審査の実施

（１）書類審査の実施

企画提案書等提出者が５者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（４者上限）を決定する。

（２）プレゼンテーションの実施

①開催日程

ア 日時：令和８年（２０２６年）１０月７日（水）

※時間の詳細はプレゼンテーション参加者別に別途連絡

イ 場所：熊本県庁

※場所の詳細はプレゼンテーション参加者別に別途連絡

ウ 出席者：３名以内とすること（共同事業体も全体で３名まで。）

エ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者１者につき３０分（最初の２０分で提案者による提案準備・説明、その後残りの１０分で審査員による質疑）を予定。

オ その他

- ・ 今回のプレゼンテーションは、対面のみで行うこととする。
- ・ 提出済みの企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うこと。
- ・ 提出済みの企画を改変するプレゼンテーションは認めない。ただし、プレゼンテーションの際の補足説明を妨げるものではない。
- ・ 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- ・ プレゼンテーションは非公開で行う。
- ・ モニター画面又はプロジェクター及びＨＤＭＩケーブルは会場に用意するため、必要に応じて利用すること。

②審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、

複数人の審査員による審査を行い、受託候補者と次点者を選定する。

なお、「事業者の取組み」に係る評価の基準日は、告示日（令和8年（2026年）8月25日（火）とする。

審査項目	審査の視点	配点
企画内容 (各10点)	仕様書に示された事業目的を正確に理解しているか	60点
	各改革先導拠点の関する課題の認識が適切で、改革先導拠点が所在する地域の特性を踏まえた提案となっているか	
	改革先導拠点として進捗の確認・評価方法が具体的で実現性があるものとなっているか	
	各改革先導拠点校へ専門的なノウハウが共有可能な体制が整っているか	
	産学官等の専門家と連携した支援体制について具体的で実現性があるものになっているか	
	各改革先導拠点校と協働で課題対応が可能な体制が整っているか	
業務遂行能力 (各10点)	業務を実施するための体制は十分なものか	30点
	業務の実施スケジュールは適切か	
	過去に類似業務を受託した実績があるか	
経済性	予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本業務を実施するための妥当な積算となっているか	5点
事業者の取組 (各1点)	熊本県ブライツ企業の認定を受けているか	5点
	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）又は協力雇用主登録制度の登録があるか	
	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21の認証、RE100の参加、再エネ100宣言 RE Action の参加又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか	
	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか	
	熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか	
合 計		100点

イ 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション実施日から5日以内を目途に書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

10 契約

受託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、協議が整った場合に、委託上限金額の範

圏内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

1.1 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。また、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（この場合、保険期間を契約締結予定日から委託契約期間の満了日までとすること。）等、同規則第78条の規定を満たす場合は、契約保証金を免除することができる。

1.2 その他留意事項

（1）提出書類等に関する事項

- ①提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認めない。
- ②参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出に係る費用は参加者の負担とする。
- ③提出された参加表明書及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しない。
- ④提出された参加表明書及び企画提案書等は、提案者に無断で使用しないものとする。
- ⑤参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、審査結果の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- ⑥参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式8）を提出すること。

（2）県は、受託候補者の決定後、契約締結までに間に、受託候補者が「6 参加資格の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができる。

（3）参加者が1者の場合は、全ての審査員が合計得点を60点以上と評価した場合に選定する。